

令和 8 年度申請（令和 9 年度事業）

共同募金配分＜地域配分＞申請の手引き

～ 備品整備配分 編 ～



< ご案内 >

共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。

この手引きは、太田市共同募金委員会で取り扱う「地域配分」について説明しています。

太田市共同募金委員会

〒373-0817 太田市飯塚町 1 5 4 9

太田市社会福祉協議会内

TEL 0276-46-6208/FAX 0276-46-6229

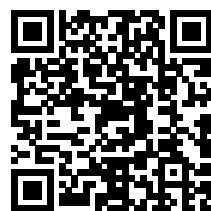
<https://otashakyo.jp/business/fund-raising/>



「広域配分」については、群馬県共同募金会へ
お問い合わせください。

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12

TEL:027-255-6596／FAX:027-255-6214



令和 8 年度共同募金＜地域配分＞申請の手引き（備品整備配分 編）

令和 8 年度共同募金は、令和 9 年度に実施する事業に対して配分します。

配分申請にあたっては、「共同募金配分規程」（以下「規程」という。）を遵守してください。

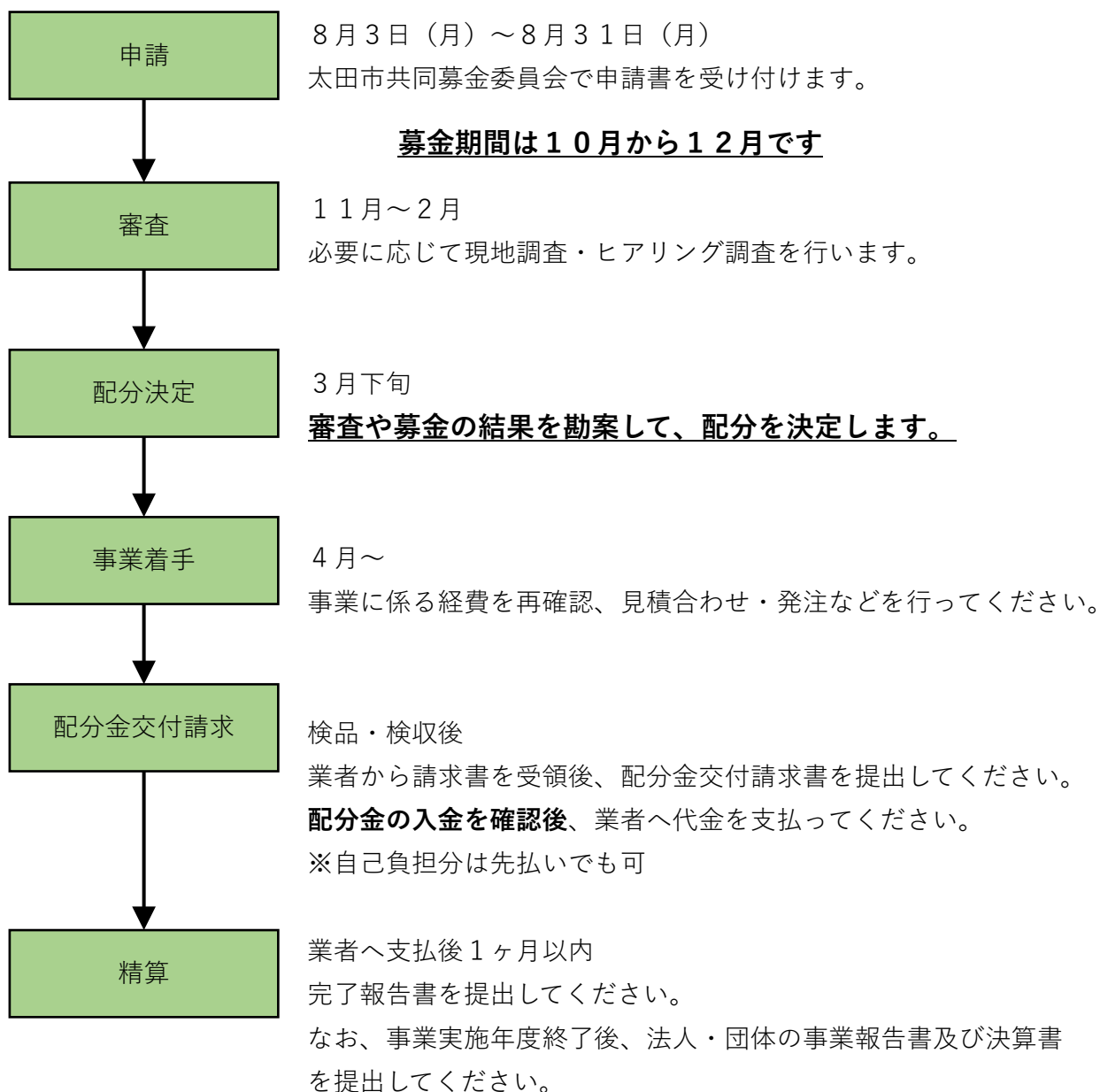
I. この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

この手引きにある配分申請ができるのは、次の法人・団体です。

- ① 保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する者
- ② 主に太田市域内で活動する、特定非営利活動法人・任意団体など

※これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせください。

II. 申請から事業実施までの流れ



Ⅲ. 配分基準等

1 対象法人・団体

- (1) 保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育所）、地域活動支援センターを経営または運営する団体
- (2) 主に太田市域内で活動する、特定非営利活動法人・任意団体(※)、その他本会が必要と認める団体

※ この基準で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体とします。

2 対象事業・経費

福祉サービス利用者を直接処遇するために使用する備品を整備するための経費。

- (1) 「備品」とは、原則として単価3万円以上かつ耐用年数1年以上のものとします。
- (2) 備品を整備する場合は、原則として当該物品代金を配分対象とするが、設置経費等がかかる場合は、物品代金の30%以下を対象経費に含むことができます。
- (3) 消費税を含めて配分対象とします。

3 対象外事業

- (1) 社団や組合等、構成員の互助共済のみを目的とする事業。
- (2) その名称の如何にかかわらず、政治、宗教等に利用されている傾向がある事業または営利を目的に行っているとみなされる事業。
- (3) 特定の個人的活動またはそれに類する事業。
- (4) 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされるもの。
- (5) 介護保険事業。
- (6) 行政からの委託事業は原則対象外ですが、次のいずれかの場合で、緊急性が高いものについては配分対象となる場合があります。
 - ① 委託事業運営のための収入に占める委託料収入の割合が、概ね6割以下のもの
 - ② 小規模事業で、事業を運営する法人の財政基盤が脆弱なもの
 - ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び地域活動支援センター
 - ④ 委託事業利用者へのサービスではあるが、委託契約の内容を超えて実施するもの

4 配分限度額

配分上限額は30万円で、配分対象経費総額の75%以下（配分額は千円単位で千円未満切り捨て）とします。ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出します。

5 留意事項

- (1) 原則として、同一申請者（法人）が同一年度に複数の申請書を提出できません。他配分（事業経費配分、運営費配分、赤い羽根文庫購入配分）の申請書も提出できません。

- (2) 令和7年度の本配分および他配分いずれかの決定を受けている場合は、いかなる申請もできません。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、配分対象となった施設等以外に係る事業であれば申請できます。
- (3) 地域福祉活動計画に沿った事業等の太田市内を見渡してニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。
- (4) 保育所など施設等に対する配分は、当該施設がその専門性を活かして地域住民等の施設利用者以外へサービスや情報の提供などを行っているか確認し、地域との関わりを考慮して行います。
- (5) **赤い羽根共同募金の趣旨や使いみちをご理解いただく為、申請場所等での募金箱の設置と10月に行われる募金活動（街頭募金など）の参加にご協力いただきます。**
（申請年度及び配分年度の2年間）

IV. 配分申請書の作成方法及び提出先等

1 備品購入金額の見積

原則として当該物品代金を配分対象とするが、設置経費等がかかる場合は物品代金の30%以下を対象経費に含むことができます。
なお、消費税を含めての対象額となります。

2 配分申請書の作成

- (1) 申請事業の概要欄：申請事業の概要、配分を必要とする理由などを記入してください。
- (2) 経費内訳欄：見積書をもとに、物品別・経費別に区分けして記入してください。
- (3) 資金内訳欄：配分金、補助金、自己資金等の金額を申請書の「資金内訳」欄に記入してください。配分金額は千円単位（千円未満切り捨て）なので注意してください。
- (4) 添付書類を用意
 - ① 見積書コピー（2者以上）、カタログ（仕様記載のあるもの、該当部分のコピー可）
 - ② 定款・会則のコピー
 - ③ 令和7年度の法人・団体の事業報告書・決算書（申請時提出できない場合は8月末日まで）
決算書：施設毎の内訳を記載した収支計算書及び法人全体の貸借対照表を必ず添付
 - ④ 令和8年度の法人・団体の事業計画書・予算書
 - ⑤ その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付

3 申請方法

- (1) 受付窓口：太田市共同募金委員会（太田市社会福祉協議会内）
- (2) 受付期間：令和8年8月3日（月）～8月31日（月）（郵送不可）

(あて先) 太田市共同募金委員会長

[申請者]

受付欄 (収受印)

法人・団体名	社会福祉法人 赤羽根共同会		法人・団体の印
代表者職氏名	(役職) 理事長	(氏名) 赤羽 太郎	社会福祉法人 赤羽根共同会 理事長印
所在地	〒373-0817 太田市飯塚町1549		
TEL	0276-46-6208	FAX	0276-46-6229

(URL <https://akaihane-gunma.kodomogenki.or.jp/>)



令和 8 年度共同募金 (令和 9 年度事業) 配分申請書 ～ 備品整備 配分 ～

このことについて、下記のとおり計画しましたので、配分を申請します。

記

1 配分を必要とする福祉施設または福祉事業

施設・事業名	赤羽共同幼稚園		施設・事業種別	幼稚園	
責任者氏名	赤羽 太郎		事業開始年月	平成2年4月1日	
所在地	〒373-0817 太田市飯塚町1549				
TEL	0276-46-6208	定員	120 名	現員	100 名
FAX	0276-46-6229	E-Mail	akabane@youchien.jp		

2 申請の内容 (総事業費は税込み表示としてください)

申請内容	件名 運動器具購入 (概要は別紙計画書のとおり)	
	備品整備配分	
総事業費	223,400 円	配分申請額 (千円未満は切り捨て)
		1 7 6 0 0 0 円

3 この申請に関する事務担当者

所属・職名	事務長	TEL	0276-46-6208
氏名	赤羽 幸子	FAX	0276-46-6229

4 募金への協力

共同募金の配分金は市民の皆様からの募金が資源となっています。

申請した令和 8 年度と配分を受ける令和 9 年度の 2 年間で協力ください。



街頭募金に参加する



イベント開催時に募金箱を設置する



施設内に募金箱を設置する



職員等を対象に募金を募る

●申請書の受付窓口
太田市共同募金委員会

●提出締切
令和8年8月31日(月)

<備考>

配 分 申 請 事 業 計 画 書

■申請の概要（目的、現状、配分の必要性など）

当園では地域住民とのふれあいを推進するため、地域住民参加のスポーツイベントを
実施しております。地域住民だけではなく高齢者施設利用者との触れ合いなどの推進も
視野に入れ、誰でも気軽に楽しめる福祉スポーツ用具等を購入します。以前から使用
してきた輪投げなどは老朽化がはげしく補強して使っています。新たにパラリンピック
でも採用されたボッチャや、高齢者でも利用できるモルックも購入予定です。

■法人・団体と地域との関わり（地域住民対象の福祉講習会等実施や、地域との普段からの連携など）

高齢者を含めた地域とのふれあいのためスポーツイベントを実施しています。
今後も地域に根ざした活動を続けていきます。

■経費内訳

項目（物品名など）	内 訳（仕様など）	金 額（円）
ボッチャボールセット	2セット	129,800
わなげセット	2セット	75,600
モルック正規品	2セット	18,000
合 計		223,400

■資金内訳

内 訳	金 額（円）	備 考
共同募金配分金	167,000	※配分金割合 74.75%
他からの補助金		
申請者自己資金	56,400	
その他		
合 計	223,400	

■実施予定時期

事業着手
令和 9 年 4 月
事業完了
令和 9 年 5 月

※原則として、

$$[\text{配分金}] \div [\text{資金合計} - \text{補助金}] \leq 75\%$$

■添付書類

申請事業に関する書類

☐	カタログ・図面（設置工事が必要な場合）
☐	見積書（写）
☐	その他参考資料[]

☐	定款・会則など、組織に関する資料
☐	令和7年度事業報告書・決算書 （申請時に提出できない場合は、____月提出予定）
☐	令和8年度事業計画書・予算書

(あて先) 太田市共同募金委員会長

[申請者]

受付欄 (収受印)

ふりがな 法人・団体名				法人・団体の印
ふりがな 代表者職氏名	(役職)	(氏名)	印	
所在地	〒 -			
TEL			FAX	

(URL https://)



令和 8 年度共同募金 (令和 9 年度事業) 配分申請書
～ 備品整備 配分 ～

このことについて、下記のとおり計画しましたので、配分を申請します。

記

1 配分を必要とする福祉施設または福祉事業

ふりがな 施設・事業名			施設・事業 種 別		
ふりがな 責任者氏名			事業開始 年 月		
所在地	〒				
TEL		定員	名	現員	名
FAX		E-Mail			

2 申請の内容 (総事業費は税込み表示としてください)

申請内容	件 名 (概要は別紙計画書のとおり)						
	備品整備配分						
総事業費	円		配分申請額 (千円未満は切り捨て)	0	0	0	円

3 この申請に関する事務担当者

所属・職名		TEL	
ふりがな 氏 名		FAX	

4 募金への協力

共同募金の配分金は市民の皆様からの募金が資源となっています。

申請した令和 8 年度と配分を受ける令和 9 年度の 2 年間で協力ください。

☐

街頭募金に参加する

☐

イベント開催時に募金箱を設置する

☐

施設内に募金箱を設置する

☐

職員等を対象に募金を募る

●申請書の受付窓口

太田市共同募金委員会

●提出締切

令和8年8月31日(月)

<備考>

	定款・会則など、組織に関する資料
	令和７年度事業報告書・決算書 (申請時に提出できない場合は、____月提出予定)
	令和８年度事業計画書・予算書